

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３３年４月町田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４７号中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同条第５１号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

別表障害程度区分認定審査会の項中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同表スポーツ振興審議会の項中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

附 則

この条例中第２条第５１号の改正規定及び別表スポーツ振興審議会の項の改正規定は平成２５年４月１日から、同条第４７号の改正規定及び同表障害程度区分認定審査会の項の改正規定は平成２６年４月１日から施行する。

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後

第 2 条 前条の特別職は、次のとおりとする。
(1)～(46) 略
(47) 障害支援区分認定審査会委員
(48)～(50) 略
(51) スポーツ推進審議会委員
(52)～(58) 略
別表(第 3 条関係)

職名		報酬額
略	略	略
<u>障害支援 区分認定 審査会</u>	会長	日 額 25,500 円
	合議体の長	日 額 25,500 円
	委員	日 額 21,700 円
略	略	略
<u>スポーツ 推進審議 会</u>	会長	日 額 25,500 円
	学識経験者	日 額 21,700 円
	その他委員	日 額 10,000 円
略	略	略

改正前

第 2 条 前条の特別職は、次のとおりとする。
(1)～(46) 略
(47) 障害程度区分認定審査会委員
(48)～(50) 略
(51) スポーツ振興審議会委員
(52)～(58) 略
別表(第 3 条関係)

職名		報酬額
略	略	略
<u>障害程度 区分認定 審査会</u>	会長	日 額 25,500 円
	合議体の長	日 額 25,500 円
	委員	日 額 21,700 円
略	略	略
<u>スポーツ 振興審議 会</u>	会長	日 額 25,500 円
	学識経験者	日 額 21,700 円
	その他委員	日 額 10,000 円
略	略	略